

有料職業紹介事業の運営に関する規程

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、別表のとおり職業紹介の事業所（以下「実施事業所」という。）を置き、「臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用」による有料職業紹介事業を行うものとする。

（職業選択の自由）

第1条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。職業紹介は、求職者には職業選択の自由が、求人者には雇入れの自由がそれぞれ保障されている。連合会は、できるだけ多くの職業について求人開拓に努め求職者に情報を提供し、その選択するいかなる職業についても紹介するよう努めなければならない。

（均等待遇）

第2条 連合会は、求人者、求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

（職業安定機関及び特定地方公共団体等との協力）

第3条 連合会は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、職業安定機関及び特定地方公共団体等と相互に協力するように努めなければならない。

（求人者の申込み）

第4条 連合会は、職業紹介の取扱い範囲を定めて届出た場合を除き、指定を受けた地域内の定年退職者及びその他の高年齢退職者（以下「定年退職者等」という。）に適した職業（臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用）のいかなる求人者の申込みについてもこれを受理すること。ただし、その申込みの内容が法令に違反するとき、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき、又は求人者が労働条件の明示をしないときはその申込みを受理しない。

- 2 前項の他、労働関係法令に違反し処分、公表を講ぜられた求人者からの求人申込、暴力団員などによる求人申込みは受理しない。
- 3 求人者に対し、雇用情報等を提供し、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇入れることを促進するよう努めなければならない。
- 4 求人者の申込みは、求人者又は代理人が直接来所して、所定の求人票により申込みすること。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えない。
- 5 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

(求職の申込み)

第5条 連合会は、職業紹介の取扱い範囲を定めて届け出た場合を除き、指定を受けた地域内に居住する原則として60歳以上の定年退職者等を対象としていかなる求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、その申込み内容が法令に違反するとき、また、臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用以外の就業を希望する場合には受理しない。

2 求職者に対し、雇用情報等を提供し、職種や求職の内容、必要な技能等について指導することにより、その適性、能力、経験、技能の程度等に相応しい職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。

3 求職の申込みを初めて行う場合には、必ず本人が直接来所し、所定の求職票により申込みをしなければならない。

なお、雇用関係がいったん終了し、従前と同じ条件で求職申込みをする場合には電話、又は文書による郵送でも受理する。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第6条 職業紹介は、人と職業の結合という観点に立って、求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

2 職業紹介に当たり求職者に対し、紹介において従事することとなる業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 求職者を求人者に紹介する場合は紹介状を発行し求職者に持参させる。

4 雇用関係が成立したとき並びに雇用関係が終了したときは、求人者、求職者双方から実施事業所に対してそのことを報告するようにしなければならない。また雇用関係が成立しなかったときも同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第7条 連合会は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

(名義貸しの禁止)

第8条 連合会は、自己の名義をもって、他人に有料の職業紹介事業を行なわせてはならない。

(手数料)

第9条 連合会が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第10条 連合会は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報、及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、求人者及び求職者に対し明示しなければならない。

2 連合会及び実施事務所は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 連合会は、有料職業紹介事業に関して、求人・求職管理簿及び手数料管理簿を作成し、備えて置かなければならない。

(事業報告)

第12条 連合会は、毎年4月30日までに、前年度の職業紹介事業の状況を管轄の労働局長に提出しなければならない。

(職業紹介事業者の責務)

第13条 連合会は、有料職業紹介事業の運営に当たって、求人、求職の内容が業務の範囲外にあるときは、公共職業安定所の利用を勧奨する等適切に対応する。また、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報等の収集等に協力するよう努めなければならない。

(職業紹介責任者)

第14条 連合会は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の行う職業紹介責任者講習（以下「講習」という。）の受講者等、職業紹介事業を行うに適切な者を、実施事業所に専属の者として定め、有料の職業紹介事業を担当させなければならない。なお、職業紹介責任者は、5年に1回は講習を受講しなければならない。

(有料職業紹介事業の取扱い範囲)

第15条 連合会の行う有料職業紹介事業の対象となる求職者の範囲は、指定を受けた区域内に居住し、臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する原則として60歳以上の高年齢者とする。

また、求人の範囲は、指定を受けた区域における臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業に関する求人で、港湾運送業務に就く職業又は建設業務に就く職業でないものとする。

2 前項、第4条第1項及び第5条第1項の臨時的かつ短期的な雇用又はその他軽易な業務に係る雇用については、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の雇用、又は一定の業務のうち1週間あたりの労働時間が概ね20時間を超えない雇用とする。

3 前項の規定にかかわらず、連合会が都道府県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種の指定を受けた場合は、当該業務については1週間あたりの労働時間を40時間までとすることができる。

(求職者等の個人情報の取扱い)

第16条 求職者等の個人情報の収集は、その業務の目的の範囲内で収集することとし、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況について収集してはならない。

2 シルバー連合が個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。

3 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

(個人情報の適正管理)

第17条 連合会は、その保管又は使用する個人情報に関し、次の各号に係る適切な措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。

(1) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(2) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

(3) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(4) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

2 求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならない。

3 個人情報を適正に管理するために次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を定め、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならない。

(1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

(2) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。）の取扱いに関する事項

(4) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

4 個人情報適正管理規程は、実施事業所ごとに備えつけるものとする。

5 求職者等が、個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該求職者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密を守る義務等)

第18条 連合会及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。また、その業務に関して知り得た個人情報及び法人である雇用主に関する情報をみだりに他人に知らせてはならない。使用人その他の従業者でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第19条 連合会の有料職業紹介事業に関する業務は、職業安定法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律及びこれらに関する通達に基づいて運営することに留意しなければならない。

2 連合会が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行わない。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、

求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、連合会が当該情報について正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じる。

附則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月10日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年3月23日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表

実施事業所

名 称	所 在 地
佐世保市事務所	長崎県佐世保市谷郷町7番19号
島原市事務所	長崎県島原市坂上町7526番地
諫早市事務所	長崎県諫早市新道町948番地
大村市事務所	長崎県大村市西三城町7番地9
平戸市事務所	長崎県平戸市鏡川町930番地
松浦市事務所	長崎県松浦市志佐町浦免275番地
五島市事務所	長崎県五島市三尾野一丁目7番1号
西海市事務所	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番12
雲仙市事務所	長崎県雲仙市千々石町戊756番地1
南島原市事務所	長崎県南島原市布津町乙470番地
波佐見町事務所	長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1675番地1